

(様式第1号)

第3回 芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成26年8月28日(木) 13:30~15:30
場 所	保健福祉センター3階会議室1
出席者	委員長 木下 隆志 副委員長 堺 敦 委員 長澤 豊 朝倉 己作 木村 嘉孝 島 サヨミ 岡本 直子 加納 多恵子 丸谷 美也子 福田 晶子 遠藤 哲也 岡本 佳保里 寺本 慎児 欠 席 天津 一郎 オブザーバー 有野 和枝 事務局 障害福祉課 鳥越 雅也 川口 弥良 西川 隆士 吉川 里香 知花 俊憲 地域福祉課 長岡 良徳 細井 洋海 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 善積 康子
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で14人中13人の委員の出席により成立

(2) 委員長挨拶

(3) 議事

①芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画中間まとめについて

②その他

(4) 閉会

2 提出資料

- ・芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画〈中間報告〉
- ・芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画サブタイトル(案)

3 審議経過

(1) 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画中間まとめについて

事務局より「芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画中間まとめについて」説明

(木下委員長)

事務局の説明にもありましたが、今回は理念や基本的な方針、目標といった全体の骨子を確認するということです。

まず、初めに現状説明、次にアンケートに伴う計画の基本理念や目標、最後が各事業の実施の方向性が掲げられています。ご意見あればお願いします。

(木村委員)

今年、障害者権利条約に批准しましたが、その条約を遵守しながら本計画を推進していくことに触れた方がよいのではないですか。

(木下委員長)

1 ページの下の方に少し記載していますが、もう少し具体的に記載した方がよいという事ですか。また、関連してですが、障害者差別解消法に基づき任意設置とされている障害者差別解消支援地域協議会の設置等体制整備に向け検討していくと計画に盛り込んだことについて評価できると考えています。

(木村委員)

48 ページの各施策の推進ですが、重点プロジェクトや新規事業についてすべて読まないと内容が分からないので、施策の体系の後ろのページにまとめて記載すれば分かりやすいのではないですか。

(朝倉委員)

高浜町に建設予定である市営住宅のことを書いていただけていますが、知的障がい者の場合、全国で28%の方が家から離れた生活をしています。

芦屋市では平成26年は484名の方が療育手帳所持者として推計されており、全国平均の28%を当てはめると135名となり、現在、芦屋市に80名分の入所施設があり、55名分不足しているということになります。今後、親の高齢化が進めば、もっと必要になると思います。

(遠藤委員)

46 ページ計画の基本目標の中に「能力」という表記がありますが、「障がいの特性」や「適性」といった言葉の方が、これからの時代にふさわしいと思います。

(木下委員長)

「能力」をとり「適正」とした方がよいのではということですね。

(木村委員)

14 ページに平成32年までの障がい者手帳の推計値が掲載されていますが、身体の障がい児で18歳以下だけが減少しており、実際にここまで減少するのか疑問があります。推計値だけが独り歩きすることが懸念されるため取り扱いに注意していただきたいです。

(事務局)

推計値の算出方法ですが、14 ページをみると人口が平成27年をピークに減少していきます。18歳未満の人口は平成26年をピークに減少していきます。7 ページの表で18歳未満の身体障害者手帳所持者は平成20年から上下はあり

ますが、平均して年齢人口比 0.3%の出現率となっています。これを人口推計値の年齢別人口に乗じて算出しています。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳については、手帳所持者数が増加しており、人口の減少率よりも出現率の方が上回っているため、推計値は増加しています。

(木村委員)

手帳所持者数が推計で減少するという事は、仕方がないと思いますが、医療的ケアを必要とする方や重症心身の方への対策が国も含め大変遅れていると思いますので、そのことを念頭に置き、計画を策定していただきたいです。

(木下委員長)

推計の考え方について掲載をお願いします。

(堺副委員長)

8 ページ、9 ページに医療的ケアの必要な方の数値を掲載するという事ですか。

手帳所持者と障がいの程度について掲載されていますが、サービスの利用状況などのデータが掲載されていないため、どう理解すべきか示唆されていません。

(事務局)

医療的ケアの数値ですが、手帳所持者全員の方に対して調べることは困難であると考えています。障がい福祉サービスを受けている方について、計画相談を順次実施しているところですが、障がい福祉サービスを利用されている方の中で医療的ケアが必要な方の把握は必要であると考えています。ただし、数値を計画に掲載することは難しいと考えています。

(木村委員)

数値を計画に掲載してほしいというのではなく、実態をつかまなければ施策の対応ができないのではないかという話です。

(木下委員長)

必要であれば、医療というだけではなく、等級の中で支援区分がどの程度の比率になっているか、計画に掲載するという事とは別に把握するという意味でも検討をお願いします。

(島委員)

先ほど高浜町の施設整備について話が出ましたが、阪神間で心的障がいのグループホームがないのは芦屋だけです。心的障がいに関わるグループホームがないということが、どれだけ不安感を与えているかを汲んでいただきたいです。

(堺副委員長)

グループホーム、ケアホームを作る際にアンケートをとりましたが、グループホームへの入所希望者は1人もいませんでした。グループホームを地域移行の受け皿とするのではなく、在宅支援を強化するべきではないでしょうか。3障がいが一つの体系になったことで、他障がいの施設への入所もできますが、実際は苦勞もあります。精神障がいの方のグループホームは、他障がいとの棲み分けが大変難しいと思います。この計画に位置づけるということはそういった意見があったということにとどめるべきではないでしょうか。他障がいのグループホームについても不足していますので、心的障がいのみを記載するのは、他障がいの方の理解を得ることが難しいと思います。

(島委員)

心的障がいだけを書くということではありません。入所希望者がいないと言われますが、他障がいの施設に入所している方やショートステイを繰り返している方が心的障がいのグループホームが出来れば移行することができます。

他市の状況として、市が市営住宅を提供するからということでグループホームを作ったところもあります。

(木下委員長)

特定の障がいに関する記載は難しいとは思いますが、高浜町にグループホームを設置するというを明記することは可能ですか。

(事務局)

可能です。

(朝倉委員)

24時間対応の安全コールセンターの設置について、記載いただきたいです。

(堺副委員長)

応用問題で解決するなら、障がい者虐待の通報窓口を発展させて設置することは可能かもしれないですね。

(事務局)

24時間対応のセンターをいくつも作るということは難しいので、制度自体を応用するというは十分にありえます。ただ、その事業内容について、今後勉強してから検討していきたいと思います。

(加納委員)

障がい種別ごとにグループホームを作って入所することがその方にとって幸せなのかどうかを考えると、住み慣れた地域において在宅でいろいろなサービスを利用し地域の理解を得ながら暮らしていく方が幸せだと感じるのでは

ないでしょうか。在宅で暮らすことが困難な方も、いろいろな方の支援のもとで在宅で生活できるようになった方もいます。隙間無く連携を持ちながら支援できればよいと思います。

(島委員)

障がいがあっても無くても、地域での暮らしを望むところです。ただ、必ずしもそれができない人もいるということです。

(岡本(直)委員)

障がい者の要援護者登録台帳を持って訪問したところ、すでに引っ越しされた方がいました。引っ越しした理由は、芦屋市の障がい者施策が充実していないからということでした。在宅でのケアがうまくいかなかったから他市に移ったということかもしれませんが、芦屋独自の福祉の施策を充実させていただきたいと思います。

(木村委員)

芦屋特別支援学校には療育手帳を持っていないと入学できないため、身体障害者手帳のみ持っている方は住所を他市に移して他市の高等学校へ通われた方もいます。身体障害手帳だけを持っている方の高等部の問題については、要望していこうと考えています。

(堺副委員長)

学校を作るとなると建設費や運営費等いろいろな経費がかかってくるため、学校を新たに作るというのではなく、送迎サービスを行うなどの方法もあると思います。

(木村委員)

複数の自治体で協力する等いろいろな方法を検討しなければいけません。

(長澤委員)

自立支援医療や医療補助が他市に比べて少ないという声を特に精神疾患の方から聞いたことがあります。

(木下委員長)

芦屋市は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を対象に医療費の補助を行っていますが、他市では 2 級の手帳所持者についても助成している状況があります。そのことも含めて他市の状況を確認してほしいと思います。

(寺本委員)

現在、本市の医療助成については、こども医療が注目されています。他市は 15 歳まで無料になるという場合があります、低所得者に限っていたこども医療費助成を拡大させる方向で要望が出ています。障がいのある方の医療助成制度では、

精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者についての医療助成は未だできていないのが現状ですが、今後どうするかは未定です。本来は国がすべきと要望は出していますが、本市の限られた財政状況の中で必要なことを優先して配分していくことが求められており、その中に医療助成が入るということも可能性としてはあるため、財政状況をみながら、少しずつ前に進めればと思っています。

(岡本(佳)委員)

40 ページのヒアリング調査の結果をまとめたものが掲載されています。障がいのある方はサービスを受けるとは思います。受けるだけでなく、提供できる側に回れるのではないかと考えている方もいます。そういった気持ちのある方に対してボランティアに関する情報をもっと提供するとよいのではないかと思います。

(木下委員長)

障がいを持っていても、積極的な社会参加をするという機会を増やすということですか。

(岡本(佳)委員)

私自身、何かできることがないかと福祉センターにボランティアの相談に行ったことがありました。そういった社会貢献できる情報がもっとほしいです。活動を行うことで強みが出て自信を持てる方もいるのではないかと思います。

(遠藤委員)

15 ページの就学状況ですが、権利条約の中でも地域で教育を受けることができるようにとありますので、記載する順番を逆にしたほうがよいのではないのでしょうか。

(朝倉委員)

放課後の預かりが課題となっています。芦屋特別支援学校にはバスでたくさん通っていますが、放課後は学校の施設は利用できず、同じ敷地内の別の建物でボランティアが支援しています。県の教育委員会の管理になるため、県へ要望していこうと思います。

(福田委員)

57 ページで軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成の方向性について実施となっていますが、継続ではないですか。骨子を作るということでどれも大事ですが、訪問系サービスで 55 ページでサービス提供と基盤整備を進めるとありますが、具体的にどうなるのか次回の第 4 期障害福祉計画の中間まとめを注目したいです。

(丸谷委員)

今年度から基幹相談支援センターが設置され、センター機能の充実として記載されていますが、社会福祉協議会と協力し頑張りたいと思います。また、計画相談を実施していく中で潜在しているケースなどみえてくるものがあると思いますので何か返していける事があればと思っています。

(木下委員長)

この最終案については副委員長も含めて決めていきたいと思っています。次回は具体的な数値を提示させていただきます。基本理念は第5次中期計画から継続していきますが、新しく計画が生まれ変わりますので、サブタイトルとして「わたしもあなたもまちの主人公になれるまちをめざして」が事務局から提案されています。

(島委員)

十分考えられたと思いますが、「私もあなたも主人公になれるまちをめざして」でいかがですか。

(木下委員長)

では、それで決定させていただきたいと思っています。

(加納委員)

47 ページの施策の体系ですが、なんとか目立つようにメリハリをつけて計画の始めに載せるというのはどうですか。また、サブタイトルはどこに入れるのですか。

(事務局)

表紙になります。

(木下委員長)

それでは次回の事も含め、事務局からお願いします。

(事務局)

今回の策定委員会でお伺いしたご意見等を反映させて中間まとめを作成していきたいと思っています。次回、10月に第4期障害福祉計画で数値目標の計画の中間まとめを作成し、ご意見を伺えればと思っています。

(木下委員長)

では以上をもちまして、委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上